

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る説明書

### 1 目的

特定の者と随意契約しようとする本業務について、特定の者以外で下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を公募により求めるものです。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が1者の場合には、相手方を特定した随意契約の手続に移行する予定です。

応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には、当該応募者に対して、企画競争入札を実施する予定です。

### 2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山市ひとり親家庭等相談支援（ピアサポート型）事業委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書案のとおり
- (3) 業務目的 ひとり親家庭等が安心して必要な時に相談できるよう、休日等の相談窓口を開設し、当事者同士のピアサポートにより、ひとり親家庭等に寄り添った相談・支援を行い、ひとり親家庭等の困窮と孤立を防止し福祉の向上を図る。
- (4) 委託期間 契約日から令和8年3月31日まで

### 3 応募要件

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (3) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載され、役務部門に登録があること。現在、有資格者名簿に登載がない者も参加意思確認書を提出することができるが、参加意思確認書の提出と併せて有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- (4) 参加意思確認書の提出日において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 次の要件を全て満たし、岡山市内に事務所を有する法人であること
  - ① 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体であること、もしくは、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」）が構成員となっている法人であり、ひとり親家庭等の相談者が希望すれば、構成員となることができ、継続的に関係構築できる法人であること。

- ② ひとり親家庭等について、当事者同士の交流会や情報交換会、激励会や相談会の活動実績を3年以上有し、かつ現在も継続していること。

#### 4 日程及び期限

内容	日程・期限
説明書等の交付	公示日～令和7年2月25日（火）正午
説明書等に関する質問受付	令和7年2月13日（木）正午
説明書等に関する質問回答	令和7年2月18日（火）午後5時までに掲載
参加意思確認書の提出	令和7年2月18日（火）から令和7年2月26日（水）正午まで。 ※各日午前9時から正午、午後1時～午後5時（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）
企画提案書等の提出 ※応募要件を満たす者が複数いる場合のみ。企画競争を実施する場合には別途通知する。	企画提案書・見積書の提出期限予定 令和7年3月7日（金）正午 企画提案書ヒアリング予定 令和7年3月12日（水）予定

#### 5 説明書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）＞令和6年度からダウンロードすること。

アドレス：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-16-0-0-0-0.html>

#### 6 説明書等に関する質問の受付及び回答

##### （1）受付方法

電子メールで、岡山市こども福祉課へ提出すること。

件名に、「岡山市ひとり親家庭等相談支援（ピアサポート型）事業委託に係る質問」と明記すること。

電子メールアドレス：[kodomofukushi@city.okayama.lg.jp](mailto:kodomofukushi@city.okayama.lg.jp)

##### （2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ掲載します。

#### 7 参加意思確認書等の提出

##### （1）提出書類

- ・参加意思確認書（様式1）
- ・3（5）の要件を満たしていることを証する書類

実績説明書(様式 2)及び定款等

- ・有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類（該当者のみ）

(2) 提出方法

持参のみ

(3) 提出場所

岡山市役所本庁舎 9 階 こども福祉課

8 その他留意事項

- (1) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とします。
- (2) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書は、返却しません。
- (4) 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用はしません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがあります。
- (7) 応募要件を満たさないとの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して 7 日（岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第 44 号）第 1 条に規定する市の休日を除く。）以内に、書面により、当課に対し応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができます。
- (8) 応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して 10 日以内に、書面等により回答するものとします。
- (9) 本業務に係る予算は、岡山市令和 7 年度当初予算案に計上され、岡山市 2 月定例市議会に提案を予定していますが、予算案が可決・成立しない場合は、本業務の執行は行いません。なお、その場合の応募者における損害について、市は一切負担しません。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市こども福祉課 担当：武、池本

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号

電話：086-803-1221 FAX：086-803-1719

電子メール：kodomofukushi@city.okayama.lg.jp